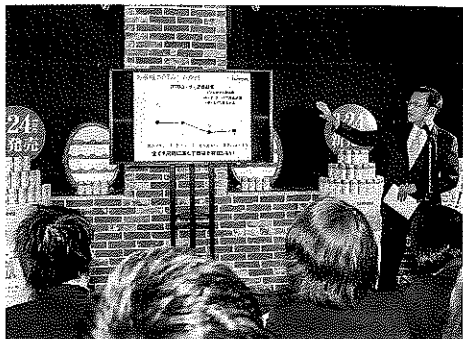


果実をまるごと味わえる新商品がサッポロポロから登場

「サッポロポロ」が果実感をまるごと楽しめる新商品「サッポロポロ」を、3月24日から北海道エリアで先行販売。3月4日には新商品発表会イベントをおこなった。

「スッキリしながら果実の身をしっかりと感じたい」「心地よく酔ってリフレッシュしたい」といった若年層の期待に応える「サッポロポロ」



商品説明する岩崎智史サッポロビールスピリッツ戦略部長

「サッポロポロ」がサッポロビールから新発売される。

大きな特徴は2つの工夫をしているところ。これまでの果汁比率を高める手法ではなく、果皮（ピール）のエキスを活用することでまるで果実をそのまま食べているような味わいに仕上げている。また独自のフレバーリングを採用することでアルコール度数を下げることなく、お酒臭さを消している。そのため酔い心地さわやかな味わいなのだ。



「サワー工房」はレモン味とオレンジ味の2種類を発売

リニューアル1周年を記念したお得なプランが登場

これまでに館内施設をリニューアルしてきた定山溪グラントホテル瑞苑。和食処、レストラン、一部客室が昨年1周年を迎え、それを記念して新プランも登場、早くも好評だ。

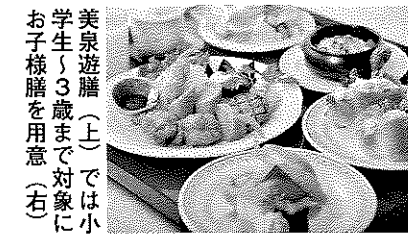
同ホテルは定山溪随一の露天風呂が自慢。バイキングレストラン「フードフ

アクトリー グランデユー」がリニューアルし、より利用しやすくてきたての実演料理もありよりおいしくなったと評判だ。

この3月からは、山菜を

はじめ、春を感じさせる食材や彩り料理が並ぶ「飲む春色料理フェア」を開催。特典付きの宿泊プラン「春物語プラン」も用意している。価格は1泊2食付きで大人1人6800円（税別）とリーズナブルな設定。お子様特典も付いているので春休みの家族旅行にもピッタリなプランだ。

同じくリニューアル1周年を迎えた和食処「美泉遊膳」での食事が楽しめるプラン「和食で祝の春」も登場。料理はもちろん、個室の用意、お子様膳など細や



美泉遊膳（上）では小学生3歳まで対象にお子様膳を用意（右）



モニタープランでは、展望風呂付き客室に宿泊

「サッポロポロ」がサッポロビールから新発売される。大きな特徴は2つの工夫をしているところ。これまでの果汁比率を高める手法ではなく、果皮（ピール）のエキスを活用することでまるで果実をそのまま食べているような味わいに仕上げている。また独自のフレバーリングを採用することでアルコール度数を下げることなく、お酒臭さを消している。そのため酔い心地さわやかな味わいなのだ。

介護付き旅行サービス「夢たび」が6月からスタート

要介護状態でも旅行を楽しむ時代がやってきた。秋吉（本社・札幌市、秋吉壮俊社長）が、介護付き旅行サービス「夢たび」を6月から開始予定。モニターも募集している。

要介護者を伴っての旅行は、入浴や排泄の介助など家族の負担が大きく、実現までに至らないのが現状だ。そんな中、6月から秋吉が介護付き旅行サービス「夢たび」を開始する。同サービスは、外出支援のノウハウや旅行知識も蓄えた専属のヘルパーが旅行に同



専属ヘルパーが家族旅行を徹底サポートし、家族の負担も軽減

表現。BGMには若者に人気の「フランブル」の軽快なナンバーを起用している。「サッポロポロ」の「みずみずしい飲み心地、おいしさとともに楽しんでほしい。」

秋吉壮俊社長。現在は不動産業界にシフトし、今年は旅行業界にも参入した。また、グループ企業の「テイクケアライブ」では、高齢者住宅の介護運営なども手掛けている。

「当社のルーツを結びつけた『夢たび』は、あきらめていた旅行という夢を形にするものです。ご家族様にもいい親孝行の機会にしていただければ幸いです」と秋吉社長。



ゆったりと大人の時間が過ごせる「美泉遊膳」

かなもてなしで、さまざまなシーンに対応する。ゆつたりと旬のお膳が楽しめるのが特徴だ。こちらは大人

1人1万1000円（税別）となっている。同ホテルでは昨年秋からこの「美泉遊膳」を利用して、渓谷を眺める瑠璃の館に宿泊するモニタープランが好評。さらにお部屋は展望風呂付きで1日8組まで大人

1人1万3500円（税別）という破格の価格となっている。人気を博していることから、ゴールデンウイークを含む5月1日まで期間を延長することが決定した。詳細は011・598・2211まで。

会社を守る第25回 労務管理



宮島康之 弁護士
1981年弘前大学法学部卒業。96年地域企業経営研究所に異動。2002年宮島社会保険労務士事務所開業。社会保険労務士のほか、中小企業診断士の資格も有し、札幌、苫小牧商工会議所中小企業相談所専門相談員も務める。

社内不倫をしている社員

社内不倫に関する問い合わせをいただきました。

したいのですが。

同じ部署の未婚女性社員と不倫関係にあると噂がある既婚男性社員がいます。取引先によからぬ話が広がり、取引中止にならないかと心配です。社外に噂が広がれば、会社のイメージ低下は避けられません。両者を解雇

一般的に、恋愛は私的行為であるため会社が口を挟むことはできず、それを理由に懲戒処分はできません。もちろん、恋愛を理由とする解雇も許されません。ただし、社内恋愛をしているために、仕事が進まないなどの「実害」が生じるよう

であれば、何らかの注意、処分が必要になります。よくある処分として配置転換があげられますが、通常、社内恋愛や不倫だけでは、配置転換の理由にはなりません。実際に問題が生じる前の処分はできないのです。実務上の対応としては、会社のEメールで私的な連絡を取り合っているなどの行為があれば、規律違反を問えますので改めさせます。注意の後もしも違反している者に対しては、懲戒処分とすることも可能です。